

第 131 回 豊橋市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和元年 8 月 23 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
2. 場 所 豊橋市役所 西館 第 2 委員会室
3. 案 件 第 1 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更（豊橋市決定）
4. 出席委員 15 名
第 1 号委員 青山 泰三委員、浅野 純一郎委員、伊藤 正雄委員、
井上 俊志委員、小林 和夫委員、寺本 和子委員、
戸田 敏行委員、内藤 喜章委員、柳原 茂委員
第 2 号委員 廣田 勉委員、二村 真一委員
第 3 号委員 川上 晃一郎委員、鈴木 節子委員、永田 耕之委員
吉見 正樹委員
5. 欠席委員 2 名
稲田 充男委員、林 公男委員
6. 審議会の結果
原案のとおり可決
7. 事務局
古池都市計画部長
（都市計画課）
金子課長、原田課長補佐、中神主査、加藤主事
（環境部施設建設室）
前田室長、稲垣主幹、光松室長補佐、和田技師

8. 議事の概要

出席委員が過半数に達したため審議会の成立が確認された。

会長であった大貝委員が退任したため、委員の同意を得たうえで仮議長を戸田委員とし、新たな会長の選出を行った結果、指名推薦により戸田委員を会長に選任した。

また、戸田会長より会長職務代理者に浅野委員が指定されるとともに、今回の議事録署名人に青山委員と柳原委員が指名された。

議案の審議内容・過程において、運営規則に定められた非公開事項に該当する恐れのあるものが含まれていないことを確認の後、議案を審議した。

第 1 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更（豊橋市決定）について次の要旨で説明された。

（環境部施設建設室説明）

○経緯

・田原市との広域化について

平成 25 年度に「豊橋田原ごみ処理広域化計画」を策定し、両者間でごみ処理の広域化についての方向性を定めた。当該計画において広域処理施設立地の検討を行った結果、豊橋市資源化センター周辺への立地が決定された。

・都市計画手続き

平成 26 年度に「構想段階評価書」において、資源化センターの東、西、北側の 3 案の立地を検討した。都市計画の一体性、総合性の確保等の評価を行い、平成 28 年度に資源化センター北側を事業用地として決定した。当該事業用地の決定については、第 123 回都市計画審議会において報告済み。

○議案

今回の都市計画変更内容は、平成 16 年 3 月に決定されている「ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場」について、都市計画施設の区域を「約 6.0ha」から約 3.2ha 拡張し、「約 9.2ha」とするものである。

○議案概要説明書

・都市計画の必要性

都市経営において、廃棄物を効率的かつ安定して処理することは不可欠であり、さらに今後の人口減少等を考慮すると更なる効率化が求められる。また豊橋市、田原市ともに既存施設の老朽化が進んでおり、施設の整備の課題を抱えている。

そこで広域処理が可能な処理施設を新設することで、このような課題の改善を図りたい。

・都市計画の位置、区域、規模の妥当性

位置について、収集運搬効率や災害時のリスクの面から検討した結果、豊橋市を選定した。豊橋市内においては市街地から離れた市街化調整区域であることや、幹線道路の配置が良好で、廃棄物の搬入搬出など交通アクセスが優れていること、田原市からのアクセス距離が比較的短く収集運搬での優位性が高いことから、第1号廃棄物総合処理施設に隣接する北側の区域を拡張し、当該土地を都市計画の位置として選定した。

区域について、土地利用状況としては先述の通り市街化調整区域に位置しており、「豊橋市都市計画マスタープラン」の土地利用方針では農業地域とされている。当該施設周辺は主に田畑として土地利用されており、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物は、当該施設から約100m以上離れた場所に位置している。そのため周辺住環境へ影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

規模について、豊橋市の既存施設である資源化センターの焼却施設の処理能力は1日あたり550t、粗大ごみ処理施設は1日あたり70tとなっている。一方、田原市の既存施設では、焼却施設の処理能力が1日あたり60t、粗大ごみ処理施設が15tとなっている。新施設においては人口減少等を加味し、焼却ごみ処理量が1日あたり450t、粗大ごみ処理量が40tと推計し、それに見合った能力規模を確保することとした。

○環境影響評価書

当該事業は愛知県環境影響評価条例に規定する対象事業に該当することから、施設建設に伴う、周辺環境への影響評価が義務付けられている。

環境影響評価書については都市計画審議会への付議は規定されていないが、環境影響評価手続きと都市計画手続きは密接に関連していることから、概要説明が行われた。

○今後のスケジュール

本年9月上旬より愛知県との協議を行い、10月中旬頃に知事回答が得られた後に、都市計画の変更告示を行う予定。

施設整備について、事業者の選定を進めており、令和3年3月中に契約締結を予定。

令和3年より施設の建設に向けた手続きを実施、令和6年度に操業を開始する予定。

説明終了後、以下の点について質疑された。

委員

理由書では、「2. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ」として愛知県が平成23年9月に策定した「東三河都市計画区域マスタープラン」の内容を記述しているが、その後、平成31年3月に策定された「東三河都市計画区域マスタープラン」の内容と齟齬等ないか。

都市計画課長

本計画案は平成31年3月に「東三河都市計画区域マスタープラン」が策定される以前に

愛知県と協議を行っており、平成 23 年 9 月に策定された「東三河都市計画区域マスタープラン」との整合を図っている。平成 31 年 3 月策定された「東三河都市計画区域マスタープラン」においてもその趣旨は変わっておらず、案の表記を変更する必要がない旨、愛知県と調整済みである。

委員

当該都市計画決定の変更に異論はないが、下記 4 点を確認したい。

- ①人口減少等で将来的にごみの量は減っていくと推察されるが、当該焼却炉の処理量としてピークを迎えるのはいつ頃か。
- ②田原市とのごみ処理事業共同化にあたり、田原市の状況が大きく変化した場合の想定等はできているか。
- ③耐用年数
- ④豊橋市と田原市間での費用負担はどのように考えているのか。

施設建設室主幹

①について

将来的に人口は減少傾向にあることから、操業開始年度の令和 6 年度に処理量のピークを迎えると予想している。

②及び④について

現時点では豊橋市、田原市の共同でごみ処理事業を行うにあたり、共通のルール作りを検討している。今年度中に協定を結ぶ段階まで話を進めたいと考えている。

また費用負担については、両者のごみ処理量の按分で行うことを検討している。

③について

焼却炉の耐用年数は通常 15 年から 20 年とされている。国が長寿命化を求める昨今にあたっては、適切な改修等で 30 年の稼働を目指したい。

委員

近年の豊橋市及び田原市のごみ処理量はどの程度か。

施設建設室主幹

焼却処理分としては豊橋市 11.2 万トン、田原市 1.68 万トン（平成 29 年度実績）

委員

当該都市計画決定の変更に異論はないが、下記 2 点を確認したい。

- ①田原市と比較した場合、豊橋市のごみの量の方が多いがその要因は。
- ②豊橋市では生ごみをバイオマス処理しているが、その効果は。

施設建設室主幹

①について、田原市と比較した場合、単純に人口が多いということもあるが、豊橋市の地域性として事業系のごみが多いことも両者間の差の要因ではないかと考える。

②について、59 トン/日の処理量能力であり、発電に利用されている。

委員

生ごみのバイオマス処理によって、焼却ごみの総量は減っており、将来処理量を推計する際にも加味されているのか。

施設建設室主幹

当該ごみ処理施設の操業開始予定である令和 6 年のごみ処理量を算定する際には、生ごみのバイオマス処理によって焼却ごみの総量が減るという前提で行っている。なお、バイオマス処理量としては、平成 29 年度（半年間稼働）は 1.4 万トンである。

委員

プラスチックごみの再利用について、現状を教えてほしい。

ラベル等が付着しているプラスチックごみについては再利用が困難に思えるが、実態として再利用は可能なのか。

施設建設室主幹

一般廃棄物のプラスチックについては、分別後、民間事業者によって再利用されている。

またラベル等が付着しているプラスチックごみについても、民間事業者によって適正に再利用されている。

委員

既存の焼却炉の北側に新焼却炉用地を取得した点について妥当だと考えているが、旧焼却炉の跡地活用についてはどのように考えているのか。

施設建設室長

跡地の活用方法については、新たな廃棄物処理施設の操業が開始される令和 6 年度以降に、順次計画していきたいと考えている。

委員

昨今 SDGs（持続可能な開発目標）が話題となっているが、跡地についても、環境に配慮したうえで活用されるよう検討頂きたい。

都市計画課長

土地利用について、都市計画施設の区域は計画上必要な区域となるため、使われ方については考えていく必要がある。

委員

田原市のリサイクル施設炭生館では、家具等のリサイクルが運営されていたと記憶しているが、当該ごみ処理場の建設にあたり、先方のそのような取組・機能は廃止等されるの

か。

施設建設室長

広域処理の対象は可燃ごみ及び粗大ごみであり、それ以外の機能は各市に残る予定であるが、炭生館の維持管理については田原市の事業のため正確にお答えできない。

委員

広域処理化を進めることによって、本市の約 1 割にあたるごみ量を田原市から受け入れるということは、収集運搬の車両も約 1 割増えることと思うが、収集車による渋滞の悪化等の懸念はないか。

施設建設室主幹

現状では、公道が渋滞しないように収集車の敷地内動線を長くとり、ごみ処理場の敷地内に収集車の滞留場所を設ける等の検討をしている。

委員

現在、焼却炉から生じる蒸気を余熱利用施設等へ供給しているが、新たな廃棄物処理施設の操業開始後も蒸気の供給は継続していくのか。

施設建設室長

りすば豊橋に継続供給する。その他の取り扱いについては協議中である。

委員

焼却灰の取り扱いについて教えてほしい。

施設建設室主幹

焼却炉方式によるが、焼却灰は民間事業者によるリサイクル、熔融できればスラグ化して有効活用等されるが、排ガス内の飛灰については、豊橋市と田原市の各々で埋め立てを予定している。

委員

豊橋市の年間ごみ処理量が約 11 万トン、同じく田原市が約 1 万トン強とすると、単純に収集車が現状と比べ 1 割程度増加すると考えられる。交通への影響が懸念される。混雑している時間帯を考慮する等の検討して頂きたい。

施設建設室長

令和 6 年度の操業開始に向けて検討していきたい。

会長

審議会としての答申をまとめる。

第 1 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更
（豊橋市決定）原案のとおり議決することでご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件は原案のとおり可決された。

会長

それではこれにより審議会を閉会する。

事務局連絡（都市計画課長）

次の審議会は 12 月を予定している。